

第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（案）に対する意見募集 (パブリックコメント手続) の結果について

市民まちづくり活動促進基本計画（第3期）（以下「第3期基本計画」といいます。）について、平成31年2月28日（木）から平成31年3月29日（金）までの期間で市民の皆様からのご意見を募集しました。

1 意見募集実施の概要

（1）意見募集期間

平成31年2月28日（木）から平成31年3月29日（金）まで

（2）意見提出方法

郵送、持参、ファックス、電子メール

（3）資料の配布・閲覧場所

- ・市役所本庁舎13階南側 市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課
- ・市役所本庁舎2階北東側 市政刊行物コーナー
- ・札幌市市民活動サポートセンター（中央区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階）
- ・市民活動プラザ星園
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市市民活動促進ホームページに掲載【市民まちづくり活動促進基本計画の見直しの経緯ページ】
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/jyourei/keikaku3rd.html>

2 パブリックコメントの内訳

（1）意見提出者数・意見件数（年代別）

5人・18件（60代3人、70代以上2人）

（2）提出方法別

提出方法	郵送	持参	電子メール	合計
提出者数	2人	1人	2人	5人
構成比	40.0%	20.0%	40.0%	100.0%

(3) 意見件数

項目	件 数	構成比
第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって	1件	5.6%
第2章 市民まちづくり活動と第2期計画策定以降の社会動向	1件	5.6%
第3章 第2期基本計画の総括	0件	0.0%
第4章 第3期基本計画の概要	1件	5.6%
第5章 第3期基本計画の基本目標と基本施策	15件	83.3%
第6章 計画の推進にあたって	0件	0.0%
その他の(計画策定の手法等)	0件	0.0%
合 計	18件	100.0%

4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

第1章 札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の策定にあたって

第2 計画の位置づけ <1件>

意見の概要	札幌市の考え方
第1章の計画等の関係について、「札幌市まちづくり活動促進基本計画」を「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画として位置づけられるとしていることが市民にとってはわかりづらい。整合性の立場からは正しいのかもしれないが、ここは「自治基本条例」→「まちづくり促進推進条例」→「まちづくり活動促進基本計画」の流れにして、あえてシンプルにしてみてはいかがか。	札幌市の計画の位置づけであるため、わかりづらい点については、市民理解を得られるよう周知を進めてまいります。

第2章 市民まちづくり活動と第2期計画策定以降の社会動向

第1 市民まちづくり活動とは <1件>

意見の概要	札幌市の考え方
第2章の「市民まちづくり活動とは」について、札幌市内の各地域で、まちづくり活動が展開されているが、市民一人ひとりの日々の行動範囲をどのくらいで想定しているか教えてほしい。 例えば、近隣の自治会や町内会の範囲であれば、徒歩・車・バスなど、移動手段によって、それぞれ異なる参加募集の方法が考えられるのではないか。	本計画において、市民まちづくり活動は、「町内会・自治会・ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動」と定義しており、様々な団体や個人の方が活動していくことを想定しておりますが、行動範囲を想定しているものではありません。 いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

第4章 第3期基本計画の概要

第3 第3期基本計画の体系 <1件>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>基本計画の目的である「豊かで活力ある地域社会の発展のために」の部分について、若い世帯は働いているため、60歳以上の世帯に対して、札幌市が発行しているイベント情報『札幌市からのお知らせ』を配布するようにして、高齢者が町内会や各種団体等の行事等に関心を持つてもらい、コミュニティとしての連携活動を推進するという方法もあると思います。この情報はテレビやスマートホンでもありますが、高齢者にはあまり利用できません。</p>	<p>基本目標1では、より多くの市民が活動できるよう、様々な生活スタイルや状況に応じた幅広い分野への参加を促す機会を創出し、情報提供を行うこととしており、町内会や各種団体等の行事に関心を持つてもらうためには、町内会等による情報発信も重要であると考えております。</p> <p>今後は、いただいたご意見も参考にしながら、情報発信に資する施策についても検討してまいりたいと考えております。</p>

第5章 第3期基本計画の基本目標と基本施策

基本目標1 『参加促進』～市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進

<5件>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>第3期基本計画の策定にあたっては、自治基本条例の附則に記述されている「札幌市民憲章」の精神をより一層反映したものにすべきと考える。</p> <p>市民憲章は、市民総意のもと昭和38年に制定されたものであり「札幌をより豊かで明るく住みよい街にしたい、そのことが市民一人ひとりの幸せにつながる」という市民の強い願い・思いが込められており、永く市民の心のよりどころとなっている。初心に戻り、そのような市民意識を醸成させていくことが、まちづくり活動を活性化させ根付かせることに繋がると考える。</p>	<p>第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画では、札幌市のまちづくりの最高規範である「札幌市自治基本条例」の前文に記載されている「札幌市民憲章」の精神に則り、進めていきたいと考えております。</p>
<p>「まちづくり」の基本は「ひとづくり」である。何よりも前述した市民意識の醸成が重要である。</p> <p>従って、第3期基本計画の基本目標①まちづくり活動への参加促進②活動に対する支援③連携の促進の3項目だけでなく「市民意識の醸成」のための基本目標と施策をまず第一に掲げるべきと考える。</p> <p>第2期の評価として、①まちづくり活動への参加の割合が低い、②町内会加入率が減少傾向にあるとされているのも市民一人ひとり</p>	<p>第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画では、第5章基本目標1として「市民まちづくり活動に対する理解と幅広い分野への参加の促進」を掲げており、市民まちづくり活動への参加とともに、市民へ市民まちづくり活動の意義を理解していく取組も進めてまいります。</p> <p>また、子どもたちに、まちづくりへの関心や参加意欲を持ってもらうため、小学校3年生の副読本として、まちづくり手引書「みんなでまちづくり」を作成し、希望する小学校</p>

<p>の意識が変わってくることによって改善されくると思う。時間はかかるかもしれないが小学生・中学生の学校教育の場から変えていく必要がある。札幌市民憲章の視点をより活用すべき。</p>	<p>に配布するなどの取組を行っております。</p>
<p>町内会活動総合支援事業は 2018 年度 町内会加入率 70.26% であり、一人住まいの高齢者と若者の加入方法とマンション（アパート含む）に住まわれている市民の方々への加入方法の対策を行う必要があるのではないか。</p>	<p>不動産関連団体等と連携を図り、転入者に対して町内会加入への働きかけを行うなどの取組を進めておりますが、現在検討をしている（仮称）札幌市町内会に関する条例とあわせ、町内会への加入促進につながる支援策の検討を進めていく予定です。</p>
<p>地域に住む子どもたち・学生・若者・若い家族たちと連携することも必要だ。</p>	<p>小学生を対象にした地域活動を学ぶ体験事業や、中学生と町内会の意見交換会の実施、大学生・若者を対象にしたまちづくりイベントの開催、大学生と地域のマッチングを促進するための「学生地域協力ガイド」の発行など、将来のまちづくりの担い手として期待される若者の地域活動への参加を活性化させるため、様々な取組を進めております。</p>
<p>昨年札幌市は、町内会（自治会）の加入率低下と担い手不足や高齢化が問題として、加入促進を目的とした「町内会に関する条例」を提案したが（今後継続して審議するようだが）、町内会加入促進を特化した「条例」にするよりも、このまちづくり活動促進基本計画を拡充することで、活発化させることのほうが、より実効性があると考える。</p>	<p>市民まちづくり活動促進基本計画に基づき、地域コミュニティ活動の活発化に向けた支援を行っていくと同時に、（仮称）札幌市町内会に関する条例で、町内会の重要性や理念を定め、広く周知していくことが必要と考えております。</p>

基本目標 2 『運営体制強化』～市民まちづくり活動団体の運営体制の強化や活動に対する支援

<6 件>

意見の概要	札幌市の考え方
<p>まちづくりセンターについて、一般の市民にその存在が殆ど知られていないのではないか。 証明書の発行を行っているのか、センター所長は従前どおり「市役所職員」なのか、運営は誰が担っているのかがわからない。</p>	<p>平成 28 年度のインターネット調査では、まちづくりセンターの存在自体は約半数の方に承知いただいておりますが、今後も引き続き、まちづくりセンターの認知度をより一層高めていくよう努めてまいります。 また、まちづくりセンターの利用目的を見ますと、住民票の写しなどの諸証明をとるためにという方が 53.4% と最も多く、町内会や団体の活動で利用される方が多くいる一方で、そうした方以外にも広く利用されているものと認識しております。</p>

	<p>なお、まちづくりセンターでは、住民票や印鑑証明、戸籍謄本などの証明書発行の取次ぎを行っております。所長は、地域自主運営のまちづくりセンターを除き、市役所職員（課長職）が担っております。</p>
<p>今後の超高齢・人口減社会、自然災害（地震・台風・原発事故）、停電、断水などで、まちづくりセンターの役割は重要になってくると考えられるが、市としてその認識と備えはどうなっているのか？その情報は公開されているのか。</p> <p>住民の避難場所（非常電源・暖房・水・トイレなどを含む）としての使命は大きい。</p>	<p>今後、社会全体の高齢化や人口減少が進んでいくにあたり、地域コミュニティにおける市民の活動を支援する、まちづくりセンターの役割はより重要になっていくものと認識しています。</p> <p>また、札幌市では災害時等において、まちづくりセンターのうち、地区会館等が併設されている施設 60 カ所を「地域避難所」と位置付けるとともに、平成 31 年度予算では、防災対策等の観点からも、全まちづくりセンターへの非常用発電機の整備を予定しております。</p>
<p>公務員（退職者を含む）の役割について、今後必要になってくると思われるが、基本計画に記載はないのか。</p>	<p>基本計画には公務員の役割についての言及はございませんが、職員も市民の立場で積極的に地域活動に参加する意識を持つことは極めて重要だと考えております。</p>
<p>個人情報保護（情報の漏えい流失）については、企業連携まちづくりだけではなくその他の地域まちづくり活動全般においても重要であり、責任の所在を明確にすると同時に、苦情窓口設置などの対応も（単に札幌市コールセンター任せにせず）必要と考える。危惧するのは、いま問題になっている犯罪事件・オレ詐欺やアポ電詐欺殺人に、いろいろな「名簿」が利用されている事実があるからである。</p>	<p>市民まちづくり活動団体には、原則として個人情報保護法が適用されます。個人情報保護法についてのガイドラインでは、「個人情報を取り扱うに当たっての責任者」を置くことや「苦情および問い合わせ先」の設置に努めなければならないとされております。</p>
<p>市民団体に会議室などを貸出している状況が不明であり、以前、所在町内会（自治会）外だと市民活動で利用したくても、利用できなかつた経験があったので、その後、利用方法が変わったのか。</p> <p>市内で事務所拠点をもたない市民活動団体（代表や会員は市内在住者）については、どこのまちづくりセンターでも、（空いていれば会議・打ち合わせなどに）利用できるような対応ができるようになっているのか。もしそうであれば、情報を積極的に公開するべきではないか。</p> <p>また利用できないのであればその理由と根拠を知りたい。</p>	<p>まちづくりセンター自体には貸し会議室はございませんが、まちづくりセンターに併設している地区会館やコミュニティ施設では会議室を貸出しております。</p> <p>設置主体が札幌市である区民センター、コミュニティセンター、地区センターなどのコミュニティ施設はどなたでもご利用いただけます。</p> <p>一方、札幌市が連合町内会に貸付をしている地区会館や、設置主体が町内会等の市民集会施設の利用方法や使用料につきましては、各施設に直接ご確認願います。</p>

<p>小学校に併設されている「まちづくりセンター」もできたようだが、その情報（利用方法も）はどのように公開されているのか。</p>	<p>小学校に併設されているまちづくりセンターの移転情報等については、広報さっぽろや札幌市ホームページなどを通じて地域へお知らせしております。</p> <p>当該まちづくりセンターの利用方法については、小学校併設ではない他のまちづくりセンターと基本的には変わりません。</p>
---	--

基本目標3 『連携促進』～市民まちづくり活動団体間の連携の促進 <4件>

意見の概要	札幌市の考え方
大型店舗（スーパー）やコンビニに頼った挙句の過疎（買い物難民）事態を想定し、地域商店街（古くから地域にある中小売店を生かす。無くさない）と連携することには賛成する。	(原案賛成意見)
たとえば、バス停近くの商店街等をまきこみ、移動するだけの公共交通から、情報やコミュニケーションを提供するなどの方法により、市民まちづくり活動団体同士が連携するきっかけとなる機会を支援拡充すべきではないか。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
企業参加について、企業などのノウハウを生かすとあるが、企業活動はボランティアというよりは経営・利益が伴うものだ。いったいどのようなノウハウをどのような形で企業が支援するのかが曖昧で不明だ。	多くの企業において、ヒト・モノ・カネなどの多様な資源を活かし、無料講座やボランティア派遣などの社会貢献活動が増加しております。札幌市では引き続き、企業と地域とがより一層つながりを深め、まちづくり活動が促進されるよう環境整備を進めています。
まちづくり活動に参加する企業を拡大するためには、例えば、バス停近くの店に協力してもらい、タブレット型端末を置き、利用客にバスの現在位置情報を知らせて、外で待たなくするなど、いくつか方法が考えられるのではないか。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

SAPPORO

第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

令和元年（2019年）5月発行

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL：011-211-2964 FAX：011-218-5156

Eメール shimin-support@city.sapporo.jp



さっぽろ市
01-D02-19-894
31-1-73